

令和7年度「宮崎ひなた生活圏づくり」地域ワークショップ開催支援業務委託
企画提案競技実施要領

令和7年4月18日
宮崎県中山間・地域政策課

- 1 業務の名称 令和7年度「宮崎ひなた生活圏づくり」地域ワークショップ開催支援業務
- 2 委託の内容 令和7年度「宮崎ひなた生活圏づくり」地域ワークショップ
開催支援業務仕様書による。
- 3 契約上限額 3,837,515円（消費税及び地方消費税額を含む。）
（委託料は業務完了検査に合格した後、精算払いにより支払う。）
- 4 委託期間 委託契約締結日から令和8年3月31日まで
- 5 企画提案競技参加資格要件
 - （1）県内に主たる事業所又は従たる事務所を有する者。
 - （2）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
 - （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
 - （4）この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
 - （5）県税に未納がないこと。
 - （6）宮崎県暴力団排除条例（平成23条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
 - （7）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- 6 企画提案競技実施の公示方法
県庁ホームページにより公示
- 7 スケジュール
 - （1）公告 令和7年4月18日（金）
 - （2）事前説明会参加申込書の提出締切り 令和7年4月23日（水）午後5時
 - （3）事前説明会 令和7年4月24日（木）午前10時
 - （4）質問締切り 令和7年5月9日（金）午後5時
 - （5）企画提案書の提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時
 - （6）審査結果の通知 令和7年5月23日（金）頃
- 8 企画提案競技の方法
 - （1）事前説明会の開催
日 時：令和7年4月24日（木）午前10時から
場 所：宮崎県庁本館3階総合政策部会議室
事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（様式1）を令和7年4月23日（水）午後5時までにファクシミリにて提出すること。（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）なお、説明会への参加は企画提案競技参加の必須条件ではない。
 - （2）企画提案書の提出
 - ① 企画・立案に当たっての留意事項

本事業の趣旨、「宮崎ひなた生活圏づくり」や、国等における地域運営組織の形成に関する議論、他県における先進事例等を十分に把握・理解した上で、効果的な事業となるよう企画・立案すること。

② 提出書類

ア 応募書兼企画提案書（様式2 A4サイズとする。）【原本1部、コピー5部】

イ 見積書（様式任意）【原本1部、コピー5部】

※宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

※各項目の単価、数量が判断できる内訳を記載すること。

※一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。

ウ 県税に未納がないことを示す納税証明書【原本1部】

エ 類似業務受注実績

オ 誓約書（様式3）【1部】

カ 会社概要（既存のもので可）【1部】

③ 提出先

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

④ 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（3）質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（様式4）を提出すること。

① 提出先

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課

② 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、事前説明会全参加者に電子メールで通知するとともに、県ホームページに掲載する（質問者名は公表しない。）。

（4）審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 本業務の実施に資する専門性や実績は良好であるか。

② 本業務を確実に遂行可能な組織体制を構築できるか。

③ 本事業の目的や背景を十分に理解した内容となっているか。

④ 実施の内容、流れが練られており、実現可能かつ効果的なものか。

⑤ ワークショップにおいて、先進事例の紹介、「話し合い」のアウトプットがしっかり想定されているか。

⑥ その他、創意工夫が見られるか。

⑦ スケジュール・積算は妥当なものであるか。

（5）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託者として選定する。

（6）審査の通知

令和6年5月23日（金）頃までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（7） 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ③ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ④ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

（8） （7）に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

- （1） この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- （2） 企画提案に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- （3） 委託事業の内容に関して、国、地方公共団体等からの委託料、補助金等を重複して受けることはできない。
- （4） 提出された資料は、返却しない。

11 書類提出及び問い合わせ先

所在地	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁本館3階）
担当	宮崎県総合政策部中山間・地域政策課 中山間・特定地域振興担当
電話	0985-26-7036
ファックス	0985-26-7353
電子メール	chusankan-chiiki@pref.miyazaki.lg.jp